

無形文化遺産部会における審議状況と今後の課題

1. これまでの審議状況

○ 無形文化遺産部会の調査審議について

無形文化遺産保護条約に基づき、ユネスコ無形文化遺産（人類の無形文化遺産の代表的な一覧表）への記載に向けて、今年度提案することが適当と思われる案件の調査審議を行った。

案件の選定にあたって、当部会としては、ユネスコに提案したものの未審査のままの案件（Pending files）5件（綾子踊，諸鈍芝居，多良間の豊年祭，建造物修理・木工，木造彫刻修理）について、これまでの方針に基づきグルーピングを行った上で、優先的に提案することとしていた。

そのため、今年度はこれら5件のグルーピングについて審議を重ねてきた。審査制限による2年に1度の機会を着実に捉えるため、登録基準となる5つの要件，すなわち，①条約第2条の「無形文化遺産」の定義に沿っていること，②文化の多様性を反映し，人類の創造性の証明に貢献すること，③保護措置が図られていること，④関係コミュニティの同意があること，⑤国内の目録に含まれていること，を全て満たす必要があった。

これらを総合的に勘案した結果，今年度の選定候補については，選定した時点において最も準備が整っていると判断された「建造物修理・木工」を中心にグルーピングした，「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を選定した。

2. 今後の課題

○ 来期も引き続き，無形文化遺産保護条約の実施に関する事項について調査審議を行う予定。